

集団的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書

昨今、アジア太平洋地域における弾道ミサイルに関する脅威や領土等をめぐる緊張が高まるなど、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している中で、政府内において集団的自衛権の行使を容認するための動きが加速されている。

集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」である。この間の歴代政権は「憲法上、集団的自衛権の行使は認められない」と国会で繰り返し公式見解としてきた。

内閣による憲法解釈について、内閣自らが諸情勢の変化と、それから生じる新たな要請を考慮し、変更する余地があることは、法令解釈の基本に照らし否定するものではない。

しかしながら立憲主義及び法治主義の見地から、その余地は従来解釈との論理的整合性が図られる範囲内に限定され、内閣が便宜的、意図的に変更することは許されるものではない。

よって、本市議会は、国会と政府において、集団的自衛権行使の憲法解釈については、内閣として決定する前に、十分な国民的論議を尽くすべきであり、国会での慎重な審議を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣 あ て

平成 26 年 6 月 30 日提出

提出者 相模原市議会議員 大 沢 洋 子

提出者 相模原市議会議員 鈴 木 秀 成

提出者	相模原市議会議員	中村知成
提出者	相模原市議会議員	小田貴久
提出者	相模原市議会議員	桜井はるな
提出者	相模原市議会議員	関根雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	藤井克彦
提出者	相模原市議会議員	竹腰早苗
提出者	相模原市議会議員	金子豊貴男
提出者	相模原市議会議員	小林正明
提出者	相模原市議会議員	大田浩
提出者	相模原市議会議員	臼井貴彦
提出者	相模原市議会議員	市川圭